

議案第3号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成20年9月17日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「訴えの提起について（案）」に対する意見を臨時に代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

別紙

「訴えの提起（案）」に対する意見

「訴えの提起（案）」については、異議はありません。

教施第1327号
平成20年9月11日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事 仲井眞 弘多



沖縄県教育委員会の意見を聴取すべき議案について（依頼）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「訴えの提起について（案）」について貴委員会の意見を求めます。



訴えの提起について（案）

平成20年9月議会（定例会）

教育 庁 施 設 課

議案の概要の説明

部課名 教育庁施設課

1 件名

訴えの提起について

2 議案提出の必要性

県立宮古高等学校敷地内の個人名義となっている土地について、真正な名義人の回復を原因とする所有権移転登記手続請求の訴えを提起するためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

3 議案の概要

(1) 昭和3年ごろに県立宮古中学校設立期成会から寄附を受けた県立宮古高等学校敷地のうち、県への所有権移転登記がなされず個人名義のまま登記されている土地がある。

県は当該土地の名義人に対し、当該土地の名義移転を請求してきたが、ほとんどの名義人は名義移転に同意しておらず、話し合いでの解決は困難である。

また、名義人の中には高齢な者もあり、相続が発生し、さらに名義人が増加することになれば問題が一層複雑になることが懸念される。

(2) また、平成19年度から平成21年度までにかけて、宮古島市では、自転車歩行者道の整備のための道路拡張工事を行っており、同校敷地の一部が当該道路工事用地となっている。

当該工事用地のうち、3筆（議案別表1に掲げる土地）が個人名義の土地であり、宮古島市に所有権移転が出来ないため、工事が行えない状況にある。

(3) 以上のことから、当該3筆の土地の名義人に対して、真正な所有者である県への所有権移転登記手続を求める訴えを次のように提起することについて、議会の議決を求める。

ア 当事者

(ア) 原告 沖縄県

(4) 被告 議案別表2に掲げる者

イ 請求の趣旨

(7) 被告らは、原告に対し、当該土地について、真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続をせよ。

(4) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

ウ 訴訟遂行の方針

必要がある場合は、上訴し、又は和解する。

4 根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済

6 添付資料

(1) 根拠法令等の参考条文

(2) その他参考となる資料

訴えの提起について

次のように訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 事件名 所有権移転登記手続請求事件
- 2 事件の概要 沖縄県立宮古高等学校敷地として沖縄県が所有管理している別表1に掲げる土地について、別表2に掲げる者に対し、真正な所有者である県への所有権移転登記手続を求める訴えを那覇地方裁判所平良支部に提起するものである。
- 3 当事者 原告 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県
被告 別表2に掲げる者
- 4 請求の趣旨
 - (1) 被告らは、原告に対し、当該土地について、真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続をせよ。
 - (2) 訴訟費用は、被告らの負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求める。
- 5 訴訟遂行の方針 必要がある場合は、上訴し、又は和解するものとする。

平成20年9月 日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

理由

所有権移転登記手続請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。
これが、この議案を提出する理由である。

別表1

土地の所在	地 番	地 目	地 積
沖縄県宮古島市平良字西里マンカ原	717番 3	学校用地	1,979平方メートル
沖縄県宮古島市平良字西里富名腰	718番 1	学校用地	4,923平方メートル
沖縄県宮古島市平良字西里富名腰	729番 1	学校用地	3,988平方メートル

別表2

(1) 宮古島市平良字西里マンカ原717番 3に係る被告

住 所	氏 名
豊見城市	A
浦添市	B
宮古島市	C
宮古島市	D
宮古島市	E
宮古島市	F
宮古島市	G

(2) 宮古島市平良字西里富名腰718番 1に係る被告

住 所	氏 名
神奈川県川崎市	H
東京都八王子市	I
宮古島市	J
宮古島市	K
那覇市	L

宮古島市	M
中頭郡西原町	N
宮古島市	O
那霸市	P
宮古島市	Q
宮古島市	R
浦添市	S
宜野湾市	T

(3) 宮古島市平良字西里富名腰729番1に係る被告

住 所	氏 名
宮古島市	U
宮古島市	V
那霸市	W
石垣市	X

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

(議決事件)

- 第九十六条** 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
- 一一 条例を設け又は改廃すること。
 - 一二 予算を定めること。
 - 三 決算を認定すること。
 - 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
 - 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
 - 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
 - 七 不動産を信託すること。
 - 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
 - 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
 - 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
 - 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
 - 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第一百五十三条の一、第一百九十二条及び第一百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第一百五十三条の一、第一百九十二条及び第一百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るもの）を除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るもの）を除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
 - 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。

十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

- 2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るもの）を除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

○民事保全法（平成元年十一月二十一日号外法律第九十一号）

(本案の訴えの不提起等による保全取消し)

第三十七条 保全命令を発した裁判所は、債務者の申立てにより、債権者に対し、相当と認める一定の期間内に、本案の訴えを提起するとともにその提起を証する書面を提出し、既に本案の訴えを提起しているときはその係属を証する書面を提出すべきことを命じなければならない。

- 2 前項の期間は、一週間以上でなければならぬ。
- 3 債権者が第一項の規定により定められた期間内に同項の書面を提出しなかつたときは、裁判所は、債務者の申立てにより、保全命令を取り消さなければならない。
- 4 第一項の書面が提出された後に、同項の本案の訴えが取り下げられ、又は却下された場合には、その書面を提出しなかつたものとみなす。
- 5 第一項及び第三項の規定の適用については、本案が家事審判法（昭和二十二年法律第二百五十二号）第十八条第一項に規定する事件であるときは家庭裁判所に対する調停の申立てを、本案が労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第一条に規定する事件であるときは地方裁判所に対する労働審判手続の申立てを、本案に關し仲裁合意があるときは仲裁手続の開始の手続を、本案が公害紛争処理法（昭和四十五年法律第二百八号）第二条に規定する公害に係る被害についての損害賠償の請求に関する事件であるときは同法第四十二条の十二第一項に規定する損害賠償の責任に関する裁定（次項において「責任裁定」という。）の申請を本案の訴えの提起とみなす。

- 6 前項の調停の事件、同項の労働審判手続、同項の仲裁手続又は同項の責任裁定の手続が調停の成立、労働審判（労働審判法第二十九条において準用する民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十六条の規定による調停の成立及び労働審判法第二十四条第一項の規定による労働審判事

件の終了を含む。)、仲裁判断又は責任裁定(公
害紛争処理法第四十二条の二十四第一項の当事者
間の合意の成立を含む。)によらないで終了した
ときは、債権者は、その終了の日から第一項の規
定により定められた期間と同一の期間内に本案の
訴えを提起しなければならない。

7 第二項の規定は債権者が前項の規定による本案
の訴えの提起をしなかつた場合について、第四項
の規定は前項の本案の訴えが提起され、又は労働
審判法第二十二条第一項(同法第二十三条第二項
及び第二十四条第二項において準用する場合を含
む。)の規定により訴えの提起があつたものとみ
なされた後にその訴えが取り下げられ、又は却下
された場合について準用する。

8 第十六条本文及び第十七条の規定は、第三項
(前項において準用する場合を含む。)の規定に
よる決定について準用する。